

令和5年度 環境技術実証事業 実証技術候補の登録に関する募集要領 [第3回]

1. 概要

環境技術実証（E T V）事業は、既に実用化された先進的な環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術の利用者等による技術の購入、導入等に際し、環境保全効果等を容易に比較・検討し適正な選択をすることが可能となり、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を目的とするものです。

2. 実証技術候補の登録のための募集

令和5年度環境技術実証事業について、以下のとおり、実証技術候補者の登録の募集を行います。

なお、本募集は、令和5年度の技術候補者を募集するものであり、候補として採択された場合は、令和5年度 実証技術候補の登録リスト（一覧）にて、環境省のホームページに掲載されます。掲載後、令和5年2月（予定）に、別途、公募が行われる「令和5年度 実証対象技術及び実証機関の募集」にて、本候補者から選定をされます。本事業に申請をするためには、本登録が必要となりますので、ご承知下さい。

（1）実証技術候補の登録の概要及び登録方法

環境技術実証事業実施要領〔令和4年4月1日版〕の第1章「1. 実証技術候補の公募及び登録審査」及び第5章「実証技術候補の募集・選定」をご確認ください。

（2）登録の募集をする実証対象技術

- ・ 水・土壌環境保全技術領域
（例：自然地域トイレし尿処理技術、有機性排水処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、水質汚染対策技術、土壌汚染対策技術等）
- ・ 気候変動対策技術領域
（例：中小水力発電技術、ヒートアイランド対策技術（ヒートポンプ）、気候変動対策技術等）
- ・ 自然環境保全技術領域
（例：自然地域トイレし尿処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、生物多様性確保技術、外来種対策技術等）
- ・ 大気環境保全技術領域
（例：ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、大気汚染対策技術（排ガス、ダイオキシン類、有害物質等）、生活環境保全技術（騒音・振動防止、光害対策、悪臭対策、大気排熱抑制）等）
- ・ 資源循環技術領域
（例：資源・リサイクルに関する技術等）
- ・ 環境測定技術領域
（例：VOC等簡易測定技術、上記5つの領域に関する測定技術全般等）

※ 原則、申請者が希望する領域において、実証します（希望する領域が不適當な場合を除きます）。また、複数の領域にまたがる技術の場合は、複数の領域にまたがる技術として、実証することもできます。

（3）実証費用 〔令和5年2月（予定）に公募される実証対象技術に選定された場合〕

実証に係る経費のうち、試験に係る費用等※¹は申請者の負担、その他の費用※²は環境省の負担といたします。

※¹ 試験に係る費用等例：実証対象技術の試験実施場所への持込み・設置、実証対象技術の運
転、試験終了時の実証対象技術の撤去・返送に要する費用、試験に伴う消耗品、試験（実
証）機関の出張旅費、測定・分析費用等

※² その他の費用例：実証計画作成費、検討会運営費、実証報告書等作成費、ETV ロゴ発行費用
等

(3) 試験実施場所 [令和5年2月（予定）に公募される実証対象技術に選定された場合]

試験実施場所は日本国内とし、申請者は実証機関と協議の上、試験の実施に適切な試験実施場所を選
定します。なお、既に技術が稼働している場合は、その稼働場所を試験場所とすることもできます。

(4) 既存データを活用した実証について

本事業では、実証申請者が提出した既存データを活用した実証も実施しております。技術の実証に必
要とされる試験結果の一部又は全部を既存データに置き換えることで、試験全体にかかる費用を削減す
ることが可能です。なお、既存データを実証に活用するためには、既存データが第三者機関によって取
得されたデータであること、技術実証検討会によってデータの妥当性を認められることが必要です。

3. 応募の受付期間

令和4年11月28日（月）～ 同年12月23日（金）17:00 まで（必着）

4. 応募の受付方法

申請書に必要な事項を記入の上、下記に示す書類等一式を電子メールにて、令和4年度技術実証運営・調査機
関（一般社団法人産業環境管理協会）まで提出してください。

<申請時に必要な書類等>

電子ファイル（実証申請書及び添付資料）を「7. 問合せ・応募先」にメールにて送信ください。

電子ファイルは、10MB 以下とし、PDF 形式以外にも機械判読可能な形式※³にて出力可能な場合は提出し
てください。

※³ 機械判読可能な形式とは、コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編
集等）できることを意味し、例えば Word, Excel, Powerpoint 等のデータが該当します（スキャンデー
タ等は該当しません）。

5. 申請前相談（事前相談）

申請希望者は、申請前に申請書記載方法や実証可能性等に関する内容について、技術実証運営・調査
機関による事前相談を受けることが出来ます。相談を希望される方は下記 URL にある「事前相談票」を
ダウンロードし、相談内容を記載の上、メールにてお申込み下さい。

事前相談は基本、メールにて行いますが、必要に応じて、電話や対面による相談の実施も可能です。
また、相談内容によっては返信に時間を要する場合がありますので御了承下さい。

・ URL: <https://www.jemai.or.jp/etv/index.html>

・ 事前相談票送付先メールアドレス: tech-etv@jemai.or.jp

・ 電話: 03-5209-7707

6. その他

本技術募集の後、応募があった技術の中から技術調査を行い、その結果をもって、令和5年度 環境技術実証事業 実証技術候補者として登録をいたします。応募があった全ての技術が登録となるわけではありませんので御注意下さい。

なお、申請者が一度に登録申請できる技術件数に制限はありませんが、令和5年2月（予定）に「令和5年度 実証対象技術及び実証機関の募集」の際は、予算額に上限があるため、実証可能件数に制限があることをあらかじめ御理解下さい。

また、実証は、基本年度単位で行いますが、長期間にわたる実証が必要な技術等については、複数年度にわたる実証も可能です（詳細はお問い合わせ下さい。）。

7. 問合せ・応募先

令和4年度環境技術実証事業 技術実証運営・調査機関

一般社団法人産業環境管理協会 環境管理部門 国際協力・技術センター

担当： 大野・寺田・巖岩（ほろいわ）

メール： tech-etv@jemai.or.jp

住所： 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号

電話： 03-5209-7707

添付資料

- ・実証申請書（登録用）
- ・実証技術候補の登録方法及び実証対象技術の選定方法について
- ・令和4年度環境技術実証事業実施要領